



一般社団法人
日本救急救命士会
Japan Emergency Life-Saving Technician Association



救急救命士の思いをひとつに

2024年4月設立

日本救急救命士会とは

救急救命士が教育と研鑽に根ざした専門性に基づき、救急医療の質の向上を図るとともに、国民の幸福を追求し続けられる環境づくりを推進し、社会のあらゆるニーズに応える救急救護領域の開発と展開を図ることにより、国民の安全と安心に寄与することを目的とした団体です。

会員募集中



ロゴマークについて

ロゴマーク中央は、救急救命士の象徴として救命の代表的な処置である『胸骨圧迫』の姿勢をモチーフとしています。赤丸の色は日本の国旗である日の丸と同じ赤色(カラーコード)を採用し、日本救急救命士会という名称に相応しい配色にしました。左右の腕は、消防機関・海上保安庁・自衛隊などといった公的組織の救急救命士と、医療機関や一般企業など民間組織の救急救命士を表しており、双方の力を合わせて日本の救急医療を支えていくというメッセージを込めました。周りを囲む円は、救急救命士としてどの職種においても大切に捉えている『時間』を示す時計盤をイメージしています。



詳細はホームページを
ご参照下さい
あなたの声をお聞かせください



当会の活動について

本会と労働基本権（公務員）および地方公務員法との関連について

本会は、公務員の労働基本権に関連する内容（団結権・団体交渉権・争議権）の活動は行いません。また、下記の地方公務員法に抵触する行為を行わないため、地方公務員（消防職員）である救急救命士個人が本会に入会することは“地方公務員法に抵触しない”ことを、総務省消防庁救急企画室・総務省公務員部に確認いたしております。

関連する地方公務員法と【本会の方針】

第36条第1項関連（政治的行為の制限） 【政治的行為を行わない・政治連盟に加入しない】
第52条第5項関連（職員団体）団体交渉関連
【勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、
地方公共団体の当局と交渉する（労働組合のような）活動をしない】
第38条第1項（営利企業等への従事等の制限）
【報酬等がある場合には、任命権者（市長村長等）の許可が必要であるが、
本会は無報酬とする】

日本救急救命士会

info@jelsta.or.jp

事務局

〒164-0001 東京都中野区中野2丁目2番3号
株式会社へるす出版 内